

令和2年4月30日

記者発表

県立学校における臨時休業等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県立学校における臨時休業の措置を以下のとおり講ずることとしましたので、お知らせします。

なお、市町村に対して、同様の措置を要請することとします。

1 臨時休業の措置期間

令和2年5月31日（日）まで

2 措置理由

- ① 県として、地域全体での活動の自粛を強く要請していること。
- ② 県内の新型コロナウイルス感染症の陽性患者の発生が継続していること。

3 その他

○夏季休業日について

期間：令和2年8月8日（土）から令和2年8月16日（日）まで

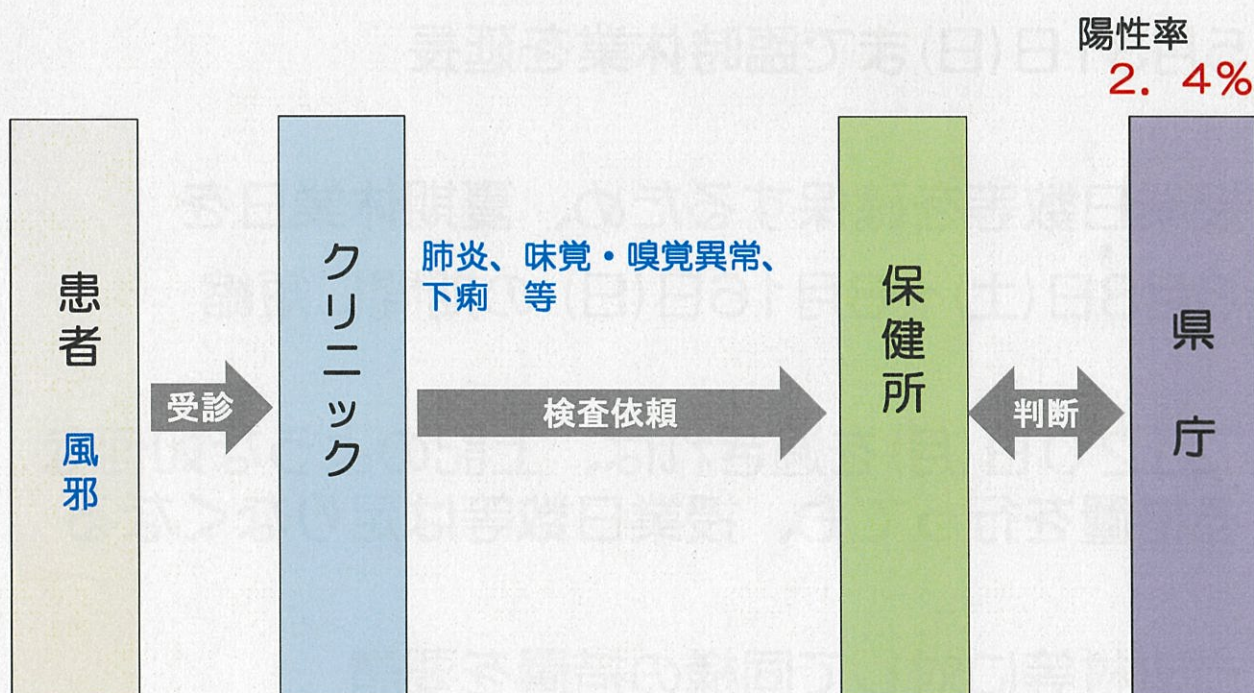
理由：授業日数等を確保するため

○7月20日（月）を過ぎれば、上記のような如何なる措置を行っても、授業日数等は足りないことになる。

和歌山県教育委員会	
教育支援課：青石・濱岡	内線 3700
県立学校教育課：藤田・丸山	内線 3705

- 県内でも感染のリスクは高まっている
- 咳や発熱等の症状がある場合、通勤を含めた外出の自粛
- 特にGW中の通勤。特に大阪
- 症状がある場合は、いつもどおりクリニックを受診

新型コロナの早期発見システム



PCR検査対象の目安

- ① 風邪症状や、37.5度以上の発熱が続く
- ② 強いだるさや息苦しさ
- ③ 原因不明の肺炎疑い
- ④ ①又は②に加え、味覚・嗅覚異常又は
消化器症状（下痢・嘔吐）
- ⑤ その他、医師の総合的な判断

県立学校の臨時休業

- 5月31日(日)まで臨時休業を延長
- 授業日数等を確保するため、夏期休業日を
8月8日(土)～8月16日(日)の期間に短縮
- 7月20日(月)を過ぎれば、上記のような如何なる措置を行っても、授業日数等は足りなくなる
- 市町村等に対して同様の措置を要請